

令和3年5月4日

政府対策本部長

内閣総理大臣 菅 義偉 様

徳島県対策本部長

徳島県知事 飯泉 嘉門

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく
まん延防止等重点措置の公示に関する要請について

徳島県においては、3月後半以降の、関西圏における変異株による感染拡大の影響を受け、4月以降、徳島市を中心に感染が急拡大しております。

県としても、県民に対する「感染防止対策の徹底の呼びかけ」に加え、「飲食店への営業時間短縮の要請」や「飲食店へのモニタリング検査の実施」、「帰省される方に対する事前PCR検査の受検支援」などを実施し、感染拡大の防止に努めているところですが、「直近1週間の新規陽性者数」や「確保病床の使用率」、「療養者数」が「ステージIV」の基準を上回っており、感染拡大に歯止めがかかっておらず、医療提供体制の逼迫度合いが日々増大しています。

こうした中で、全国的な感染の拡大傾向、特に、大阪府や兵庫県において感染拡大が深刻度を増している状況に鑑み、これら地域との人流が多い本県においては、変異株の脅威を迎え撃つための「防御的な措置」として、「まん延防止等重点措置」による集中的な感染防止対策を取ることが必要との結論に達し、本日、県対策本部会議を開催し、まん延防止等重点措置の適用を国に要請することを決定いたしました。

つきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第6項に基づき、本県をまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示するよう要請いたします。